

公益社団法人部落問題研究所定款

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、公益社団法人部落問題研究所と言う。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区高野西開町三四番地一一に置く。

第二章 目的、倫理及び事業

(目的)

第三条 この法人は、封建的身分の残滓であるいわゆる部落問題を初めとする人権問題の学術的な調査研究及びその成果を普及する事業を行い、もって日本の民主的発展に寄与することを目的とする。

(倫理)

第四条 この法人は、法令を遵守し、社会的規範に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) 部落問題・人権問題に関する各種の調査研究
- (二) 関係資料の蒐集、保存、整備及び情報提供並びに閲覧利用サービス
- (三) 関係図書編集、刊行
- (四) 研究会、講演会等の開催及び講師の斡旋
- (五) 目的を同じゅうする各種機関・団体との連絡、協力
- (六) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

二 前項の事業については、国際的視野をもち、全国各地において行うものとする。

第三章 会員

(法人の構成員)

第六条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (一) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、所定の会費を納入する個人又は団体
- (二) 賛助会員 この法人の目的、事業に協力して維持会費を拠出する個人又は団体
- (三) 特別会員 この法人に対し、功労のあった者、又は学識ある者のうち、理事長の推薦により、総会において承認された者

二 前項の会員のうち、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格取得)

第七条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、所定の会費を添えて理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を得るものとする。

二 前項の規定により入会の承認をした時は、理事長は、会員名簿に所要事項を記載すると共に、申込者にその旨を通知する。入会を承認しなかった時は、理事長は、直ちに申込者にその旨を通知する。

三 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者がある時は、理事長は、会員名簿に所要事項を記載すると共に、その者にこの法人の特別会員に推戴する旨を通知する。

（経費の負担）

第八条 会員（特別会員を除く）は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員となった時及び毎年定時総会において別に定める会費又は維持会費を支払う義務を負う。

二 会費及び維持会費は、年額を一時に前納するものとする。但し、特段の事情がある場合においては後納とすることが出来、年額を二回に分割して納めることが出来る。

三 既納の会費及び維持会費については、これを返還しない。

（会員の権利）

第九条 すべての会員は、この法人が刊行する各種の出版物を無料又は実費で配付を受け、この法人保管の図書・資料を閲覧・利用し、この法人主催の各種の集會に出席するほか、この定款及び理事会で定める各種の権利を有する。

（任意退会）

第一〇条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

（除名）

第一一条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

（一）この定款その他の規程に違反した時

（二）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

（三）その他除名すべき正当な事由がある時

二 前項において、除名される場合、当該会員に対し、総会で議決される前に総会の場において弁明の機会を与えるものとする。

（会員資格の喪失）

第一二条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

（一）第八条の支払い義務を五年間にわたって履行しなかった時

（二）総普通会员の同意があった時

（三）当該会員が死亡した時又は解散した時

(四) 当該会員について破産手続開始の決定がなされた時

第四章 総会

(構成)

第一三条 総会は、普通会員をもって構成する。

二 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第一四条 総会は、次の事項について決議する。

- (一) 会員の除名
- (二) 理事及び監事の選任又は解任
- (三) 理事及び監事の報酬等の額
- (四) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (五) 定款の変更
- (六) 解散及び残余財産の処分
- (七) 不可欠特定財産を含む基本財産の処分
- (八) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一五条 総会は、定時総会として毎年度一回開催する。

二 前項の定時総会のほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第一六条 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、毎事業年度終了後二箇月以内に理事長がこれを招集する。

第一七条 臨時総会は、総普通会員の議決権の五分の一以上の議決権を有する普通会員から、理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を示した請求があった時、又は理事会で議決した時は、理事長がこれを招集する。

第一八条 総会の招集は、その開催から二週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、普通会員に通知するものとする。

(議長)

第一九条 総会の議長は、会議のつど、普通会員の出席者のなかから互選で選出し、これに当たる。

(議決権)

第二〇条 総会における議決権は、普通会員一人につき一個とする。

(決議)

第二一条 総会は、普通会員の総数の過半数の出席をもって開催し、出席した普通会員の議決権の過半数をもって行う。但し、会議に出席できない普通会員は書面をもって表決

するか、又は他の普通会員の出席者に委任状を託して議決権を行使することが出来る。
この場合あらかじめ通知のあった事項についてはこれを出席者とみなす。

二 前項の規定にかかわらず、次の決議は、普通会員の総数の半数以上であって、総普通会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- (一) 会員の除名
- (二) 監事の解任
- (三) 定款の変更
- (四) 解散
- (五) 基本財産の処分
- (六) その他法令で定められた事項

三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第二三条に定める定数を上回る場合においては、過半数の賛成を得た候補者のなかから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第二二条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印し、これを保存するものとする。

第五章 役員

(役員の設定)

第二三条 この法人には次の役員を置く。

- (一) 理事 六名以上一〇名以内
- (二) 監事 四名以内

二 理事のうち、一名を理事長とし、一名を常務理事とする。

三 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第九一条第一項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任及び要件)

第二四条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

二 各理事について、その理事及び配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計人数が、理事総数の三分の一を超えてはならず、又、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数が、理事合計数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。

三 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。

(理事の職務及び権限)

第二五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、理事会の決議に基づいて、職務を執行する。

二 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行し、常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づいてこの法人の業務を分担し執行する。

第二六条 理事長は三箇月に一回以上、理事会を招集し、理事長及び常務理事は、職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。但し、理事長が必要と認めた場合又は理事から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事会を招集しなければならない。
(監事の職務及び権限)

第二七条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成し、総会において報告する。

二 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第二八条 この法人の理事及び監事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

二 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

三 理事又は監事は、第二三条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二九条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することが出来る。

(役員報酬等)

第三〇条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、理事に対しては総会の決議によって定める総額の範囲内において、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。

第六章 理事会

(構成)

第三一条 この法人に理事会を置く。

二 理事会は、すべての理事をもって構成する。監事は理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。但し、決議する権利を持たない。

(権限)

第三二条 理事会は、次の職務を行う。

- (一) この法人の業務執行の決定
- (二) 理事の職務の執行の監督
- (三) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (四) その他この定款で定めた事項

(招集)

第三三条 理事会は理事長が招集する。

二 理事長が欠けた時又は理事長に事故ある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三四条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九六条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第三五条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

二 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の種類)

第三六条 この法人の資産は次の通りである。

- (一) この法人の財産目録記載の財産
- (二) 会費及び維持会費
- (三) 資産から生ずる果実
- (四) 事業に伴う収入
- (五) 寄付金及び補助金
- (六) その他の収入

(基本財産)

第三七条 別表の財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第一六号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

二 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第三八条 この法人の基本財産のうち、現金は理事会の決議によって、確実な有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、若しくは銀行の定期預金として理事長が保管する。

第三九条 この法人の事業遂行上やむを得ない事由がある時は、理事会の決議及び総会の承認を経て、基本財産の一部に限り処分することが出来る。

(業務遂行の費用)

第四〇条 この法人の業務遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入その他の普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第四一条 この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第四二条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載

した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

二 前項の書類は総会で承認を得たのち、遅滞なく、内閣府に提出しなければならない。

三 第一項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四三条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会で承認を得なければならない。

(一) 事業報告

(二) 事業報告の附属明細書

(三) 貸借対照表

(四) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(五) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(六) 財産目録

二 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

三 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(一) 監査報告

(二) 理事及び監事の名簿

(三) 理事の報酬等の基準を記載した書類

(四) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第四四条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第四八条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得残額を算定し、前条第三項第四号の書類に記載するものとする。

第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第四五条 この定款は、総会の決議によって変更することが出来る。

二 定款の変更があった時は、その旨を、遅滞なく、内閣府に届け出なければならない。

(解散)

第四六条 この法人は総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第四七条 この法人が公益認定取消しの処分を受けた場合又は合併によって消滅した場合には、その権利及び義務を承認する法人が公益法人である時を除き、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第一七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第四八条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第一七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第四九条 この法人の公告は、電子公告とする。

二 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が不可能な場合には、官報に掲載する方法を採る。

第一〇章 事務局

(事務局の設置)

第五〇条 この法人に事務局を置き、正規雇用の使用人の任免は理事会における選任・解任の決定に基づき、理事長が行う。

二 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

第十一章 附則

第五一条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一〇六条第一項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

二 この法人の最初の理事長は成澤榮壽とする。

三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一〇六条第一項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第四一条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第五二条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

別表 基本財産（第三七条関係）

財産種別	物量・場所・取得年等
三好文庫	1 0 3 1 点 第 1 資料室特別収蔵 昭和 2 6 年 取得（寄付）、昭和 6 1 年 目録作成
水平文庫	1 2 0 2 点 第 1 資料室特別収蔵 昭和 4 6 年 取得（寄付）、平成 5 年 目録作成
北原文庫	3 0 3 2 点 北原文庫室収蔵 昭和 5 7 年 取得（寄付）、平成 2 1 年 カード作成